

## 新規取引契約事項

### 1. 支払い条件

- (1) 納品毎月末日締切り、翌月末日支払い（当日休日の場合は、翌営業日）。
- (2) 支払総額 20 万未満は、現金払い。  
支払総額 20 万以上は、翌月末日起算より 120 日手形 100%。
- (3) 消費税については外税とし、円未満の端末処理方法は四捨五入とする。
- (4) 仮伝票の場合本伝票が当月末日迄に届かない場合、翌月処理となります。
- (5) 当月内出荷でも月末までに納品、検収されないものは違算とし、翌月末締め切りとなります。尚、検収日数は 1 日となります。  
※毎月末日締めの請求書は、翌月 7 日迄に御送付願います。

### 2. 納品及び請求業務について

- (1) 納品書及び請求書について特に指定はございません。

### 3. 納品場所

- (1) 西田興産株式会社  
愛媛県松山市内宮町甲 5 1 1 - 1  
TEL 089-979-2432  
FAX 089-979-6871

※上記以外に下記場所を指定した場合は、その指示に従ってください。

西田電気株式会社 東光工場  
愛媛県北条市府中 8 0 7  
TEL 089-993-1951  
FAX 089-993-1719

西田電気株式会社 西条営業所  
愛媛県西条市飯岡字山元 2 9 3 7 - 2

TEL 0897-56-2923

FAX 0897-56-2925

#### 4. 納入の際の梱包材に関する事項

製品の出荷時に使用される梱包材は、次の事項について事前に評価するとともに、梱包に当たっては商品の保護、品質の保全、安全及び衛生管理並びに配送上の機能を確保しつつ可能な限り空間容積率 20 パーセント、包装費比率 15 パーセント以下となることを目標として梱包するようお願いします。

- (1) 再生資源としての利用の容易性
- (2) 分解及び材料の分離の容易性
- (3) 材料の表示
- (4) 選別の容易性
- (5) 破碎又は焼却の容易性
- (6) 有害物質の使用低減
- (7) 処理時の安全性
- (8) 処理時及び処理後の環境保全性
- (9) 再生資源の利用
- (10) 再使用
- (11) 収集又は運搬の容易性
- (12) 減量化
- (13) 長期使用化

#### 5. RoHS 指令禁止物質等、特定有害化学物質不使用のしくみがあること

禁止物質不使用のしくみがあることはもちろん、製品の機能・性能を発現させる為、意図的に特定の物質を含有させている製品がある場合は数値、現物管理、混入防止（作業指示書整備、ポカよけ）対策を徹底して頂き、また当社からのこれらに関する様々な問い合わせ、測定データ及び成分表の要求に迅速に対応頂きますようお願いいたします。